別表第三の三中「、共同生活介護」を削り、同三の表中「共同生活援助　共同生活介護」を「共同生活援助」に改め、「又はケアホーム」及び「又は共同生活介護」を削り、「ケアホーム等」を「グループホーム等」に改める。

第五　指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部を次のように改正する。

第一条第五号中「であって常時介護を要する障害者等」を「又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するもの」に改め、「家事」の下に「、当該障害者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護」を加え、「別表第四」を「別表第五」に改め、同条第六号中「別表第五又は別表第六」を「別表第六又は別表第七」に改め、同条第七号中「別表第七」を「別表第八」に改める。

別表第三の実習の項中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

別表第七を別表第八とする。

別表第六の㈱中「別表第五」を「別表第六」に改め、同表を別表第七とし、別表第五を別表第六とし、別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五（第五号関係）

区分	科目	時間数	備考
講義	強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	二・五	
	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	三・五	
演習	基本的な情報収集と記録等の共有に関する実習	一	
	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する実習	二・五	
	行動障害の背景にある特性の理解に関する実習	二・五	
合計		一二	

第六　厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法の一部を次のように改正する。

題名及び本文中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

本文中「第百七十一条並びに第百八十四条において準用する同令第二十二条及び第百四十四条」を「第百八十四条において準用する同令第百七十条の二」に、「及び障害程度区分」を「及び障害支援区分」に、「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号）第2条第2号」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第3号」に、「同条第3号」を「同条第4号」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「同条第6号」を「同条第7号」に改める。

第七　厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）の一部を次のように改正する。

第一号イの⑼中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、第二十五号を削り、第二十四号中「行動関連項目について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が八点以上であること。」を「第四号の規定を準用する。」に改め、同号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第十三号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号イの⑼中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、同号を第十三号とし、第十一号中「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号）第一条第一項に規定する障害程度区分認定調査の結果に基づき、同令別表第二第一の認定調査票（以下「認定調査票」という。）における調査項目中6―3―イ、6―4―イ、7のツ及び7のナから7のフまでの行動に関する調査項目並びにてんかん発作の頻度（以下「行動関連項目」という。）について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が八点以上であること。」を「第四号の規定を準用する。」に改め、同号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号イの⑼中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、同号を第九号とし、第五号を第六号とし、第六号を第七号とし、第七号を第八号とし、第四号イの⑽中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、同号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1の⑵の厚生労働大臣が定める基準

障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号）第一条第一項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、同令別表第一における調査項目中「コミュニケーション」、「説明の理解」、「大声・奇声を出す」、「異食行動」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「不適切な行為」、「突発的な行動」及び「過食・反すう等」並びにてんかん発作の頻度（以下「行動関連項目」という。）について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十点以上であること。

第二十六号を削り、第二十七号中「第10の14」を「第9の14」に改め、同号を第二十六号とし、第二十八号中「第10の15」を「第9の15」に改め、同号を第二十七号とし、第二十九号中「第11の9」を「第10の9」に改め、同号を第二十八号とし、第三十号中「第11の10」を「第10の10」に改め、同号を第二十九号とし、第三十一号中「第12の13」を「第11の13」に改め、同号を第三十号とし、第三十二号中「第12の14」を「第11の14」に改め、同号を第三十一号とし、第三十三号中「第13の13」を「第12の13」に、「第13の1」を「第12の1」に改め、同号を第三十二号とし、第三十四号中「第13の16」を「第12の16」に改め、同号を第三十三号とし、第三十五号中「第13の17」を「第12の17」に改め、同号を第三十四号とし、第三十六号中「第13の13」を「第12の13」に、「第13の11」を「第12の11」に、「第15の12」を「第14の12」に、「第14の1」を「第13の1」に、「第15の1」を「第14の1」に改め、同号を第三十五号とし、第三十七号中「第14の15」を「第13の15」に改め、同号を第三十六号とし、第三十八号中「第14の16」を「第13の16」に改め、同号を第三十七号とし、第三十九号中「第15の17」を「第14の17」に改め、同号を第三十八号とし、第四十号中「第15の18」を「第14の18」に改め、同号を第三十九号とし、第四十一号中「第16の9」を「第15の9」に改め、同号を第四十号とし、第四十二号中「第16の10」を「第15の10」に改め、同号を第四十一号とする。

別表第二を次のように改める。

行動関連項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	1．日常生活に支障がない	2．特定の者であればコミュニケーションできる 3．会話以外の方法でコミュニケーションできる	4．独自の方法でコミュニケーションできる 5．コミュニケーションできない